

## ○区、○区グループ災害時相互応援協定書（案）

### （目的）

第1条 この協定は、一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟（以下「市老連」という）に加盟する ○ 区の施設において、災害等が発生した場合、被災していない施設が被災施設利用者の受け入れ、応援職員の派遣、物資の供給等、相互の応援を円滑に行うために必要な条項を定めるものとする。

### （応援事項）

第2条 応援事項は次のとおりとし、被災していない施設での通常の業務を妨げない範囲で行うことができるものとする。

- (1) 被災者の避難のための施設提供
- (2) 被災者に対する食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (4) 災害応急措置に必要な資材物資の提供
- (5) その他、被災施設から特に要請のあったもの

### （応援要請の手続き等）

第3条 応援要請を行う場合には、次の各号に定める事項を明確にして、あらゆる通信手段によりグループ長及び副グループ長に要請する。

- (1) 災害の状況（種類、発生日時、場所）
- (2) 応援要請の内容
- (3) 応援要請の期間
- (4) その他必要事項

2 災害の実際に照らし特に緊急を要し、被災施設において応援要請が出来ない状況にあると判断されるときは、応援要請を待たずに自主的に応援出動が出来るものとする。

### （応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により要請を受けたグループ長は、グループ内施設と応援内容を協議し、直ちに応援を実施するものとする。

### （応援要請の負担区分）

第5条 応援に要した費用負担は次のとおりとする。

- (1) 被災施設への人的派遣は公務（勤務）扱いとし、その費用は提供施設が負担する。
- (2) 備蓄品、介護用品等一切の物資に係る費用は、被災施設が負担する。但し、被災施設に届けるための経費においてのみ提供施設が負担する。
- (3) 物資に係る被災施設の費用弁済の方法は、現物による返済を認める等を含め、双方の協議によるものとする。

(賠償責任)

第6条 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、本人又はその家族が被った損害は、応援を行った施設がその賠償の責めを追うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合（その損害が被災施設と応援を行った施設との往復上に生じた場合は除く。）は、被災施設がその賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、随時協議して定める。

(効力の発生)

第8条 この協定は（振返り・検討会の日）から効力を発生する。